

平成22年労使関係総合調査 労働組合活動実態調査票

この調査票に記入された事項については、他に漏らしたり統計以外の目的に用いることはありませんので、ありのままを記入してください。

[調査対象組合シール貼付欄]

郵便番号 所在地 労働組合の名称 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">都道府県番号</td> <td style="width: 25%;">一連番号</td> <td style="width: 25%;">産業分類番号</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; height: 20px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; height: 20px;">2</td> <td style="border: 1px solid black; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; height: 20px;"></td> </tr> </table>	都道府県番号	一連番号	産業分類番号		1	2			記入担当者 氏名 _____ 電話 () _____ 内線 _____
都道府県番号	一連番号	産業分類番号							
1	2								

[記入上の注意]

- 調査票の記入にあたっては、前頁裏面の用語解説を参照してください。
- 特に断りのない限り、平成22年6月30日現在の状況について記入してください。
- 貴労働組合が支部、分会等にあたる場合は、支部、分会等の状況を回答してください。
- 回答方法
 - 黒又は青インクのペン、ボールペンで記入してください。
 - 特に断りのない限り、該当する番号を1つ選んで○で囲んでください。
回答欄が

1

2

3

 のように網掛けになっている場合は、複数回答となっています。
- 回答欄の選択肢に適切なものがない場合には、実態に最も近いものを選んで回答してください。
- 記入が終わりましたら7月20日(火)までに所轄の労政主管事務所に提出してください。郵送で提出する場合には7月20日(火)までに都道府県労政主管課又は所轄の労政主管事務所へ返送してください。

I 労働組合の属性に関する事項(この頁の裏面に用語等の解説があります。)

1 労働組合員の平均年齢

30歳未満	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55歳以上
1	2	3	4	5	6	7

2 ユニオン・ショップ協定の有無

有	無
1	2

3 別組合の有無

有	無
1	2

4 労働組合の組織率

10%未満	10～30%未満	30～50%未満	50～70%未満	70～90%未満	90%以上
1	2	3	4	5	6

1 頁用語解説

I 労働組合の属性に関する事項

- 1 労働組合員の平均年齢**
貴組合における全労働組合員の平均年齢をいいます。
- 2 ユニオン・ショップ協定の有無**
「ユニオン・ショップ協定」とは、従業員は原則としてすべて労働組合に加入しなければならない協定をいいます。
- 3 別組合の有無**
「別組合」とは、同一事業所の労働者を構成員とし、貴労働組合とは組織上独立している労働組合をいいます。
- 4 労働組合の組織率**
貴労働組合に所属する労働組合員数を、貴事業所の全労働者数で除した割合をいいます。
なお、事業所の全労働者数には、管理職、パートタイム労働者、臨時労働者等を含みます。
ただし、派遣労働者は労働組合員数からも事業所の全労働者数からも除いてください。

2 頁用語解説

II 企業組織の再編等と労働組合の対応に関する事項

問 1

「企業組織の再編・事業部門の縮小等」

企業の合併、営業・資産の譲受、会社の買収、他社との合併、施設の撤去、施設の廃棄、子会社の売却・清算及び事業部門の撤退・縮小をいいます。

問 2

「労使協議機関」

経営、生産、労働条件、福利厚生等の事項を労使で協議するための常設的な機関をいい、通常、労使協議会、経営協議会等の名称で呼ばれているものがこれにあたります。

「同意事項」

労使双方が同意しなければ決定できない事項をいいます。

「協議事項」

労使の意見の一致をみるように意見交換を行うが、最終決定は経営者が行う事項をいいます。

「意見聴取事項」

従業員側に説明を行ったうえで意見聴取を行う事項をいいます。

「説明報告事項」

従業員側に説明報告をするだけで意見聴取は行わない事項をいいます。

II 企業組織の再編等と労働組合の対応に関する事項

問1 貴労働組合が所属する事業所では、過去3年間（平成19年7月1日から平成22年6月30日までの期間。以下同じ。）に企業組織の再編・事業部門の縮小等（以下、「企業組織の再編等」という。）が実施されましたか。

実施された	実施されていない	7
1	2	

→ 3ページのⅢの間5へ進んでください。

問2(1) 実施に当たり、貴労働組合は関与しましたか。

関与した	関与しなかった	8
1	2	

(2) どのように関与しましたか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

労使協議機関で協議した	同意事項として	1
	協議事項として	2
	意見聴取事項として	3
	説明報告事項として	4
団体交渉を行った		5
その他		6

問3 企業組織の再編等の実施に伴い、使用者側からどのような事項が提示されましたか。

それぞれ当てはまるものすべてに○をつけてください。

また、その提示内容のうち、貴労働組合が重視した事項を**3つまで**選んで○をつけてください。

事項	使用者側からの提示事項	うち組合が重視した事項(3つまで)
出向・転籍	01	01
希望退職の実施・解雇	02	02
配置転換（転居を伴う）	03	03
配置転換（転居を伴わない）	04	04
職種転換等の教育訓練の実施	05	05
早期退職優遇制度の創設・活用	06	06
新規・中途採用の抑制	07	07
所定労働時間の変更	08	08
週休日等年間休日の変更	09	09
定昇・ベースアップの凍結、賃金の引き下げ	10	10
残業手当等の諸手当の見直し	11	11
管理職等の賃金カット	12	12
福利・厚生の見直し	13	13
退職金・企業年金の見直し	14	14
その他〔具体的に〕	15	15

10

11

問4(1) 貴労働組合が所属する事業所で企業組織の再編等の実施の際に、人員削減がありましたか。

あった	なかった	12
1	2	

(2) 貴労働組合は、直接、人員削減の対象者に対する再就職支援（団体交渉等で再就職支援を要求した場合は含まない。）を行いましたか。

行った	行わなかった	13
1	2	

3頁用語解説

Ⅲ賃金・退職給付（一時金・年金）制度の改定と労働組合の対応に関する事項

問5

「業績や成果に応じて賃金を決定するやり方（例：業績給など）」

個々の労働者、課、班、プロジェクトチーム等の集団又は会社全体の業績や成果に応じて賃金を決定するやり方をいいます。

「退職一時金の年金化」

退職一時金の全部または一部を年金給付（企業型確定拠出年金、確定給付企業年金、厚生年金基金等）に移行したものをいいます。

「確定拠出年金制度や他の退職年金制度等の導入、移行」

企業型確定拠出年金、確定給付企業年金（基金型・規約型）、厚生年金基金、中小企業退職金共済の導入、移行をいいます。

SAMPLE

Ⅲ 賃金・退職給付（一時金・年金）制度の改定と労働組合の対応に関する事項

問5 貴労働組合が所属する事業所では、過去3年間に賃金・退職給付制度の改定が実施されましたか。

又、改定が実施された場合に、改定に当たって、貴労働組合が関与した内容について、内容別に関与の仕方について当てはまるものすべてに○をつけてください。貴労働組合が所属する事業所に非正規労働者（派遣労働者を除く）がいない場合は、非正規労働者についての設問には「8（実施されなかった）」に○をつけてください。

事 項	実施された						貴労働組合の関与なし	実施されなかった
	貴労働組合の関与あり							
	労使協議機関で協議した				団体交渉を行った	その他		
	同意事項として	協議事項として	意見聴取事項として	説明報告事項として				

正規労働者について

職務の困難度、重要度等の評価に応じて賃金を決定するやり方（例：職務給など）の拡大	1	2	3	4	5	6	7	8	14
職務の困難度、重要度等の評価に応じて賃金を決定するやり方（例：職務給など）の見直し	1	2	3	4	5	6	7	8	15
労働者の職務を遂行する能力に応じて賃金を決定するやり方（例：職能給など）の拡大	1	2	3	4	5	6	7	8	16
労働者の職務を遂行する能力に応じて賃金を決定するやり方（例：職能給など）の見直し	1	2	3	4	5	6	7	8	17
業績や成果に応じて賃金を決定するやり方（例：業績給など）の拡大	1	2	3	4	5	6	7	8	18
業績や成果に応じて賃金を決定するやり方（例：業績給など）の見直し	1	2	3	4	5	6	7	8	19
その他の賃金制度の改定〔具体的に〕	1	2	3	4	5	6	7	8	20
退職給付算定方法の見直し	1	2	3	4	5	6	7	8	21
退職一時金の年金化	1	2	3	4	5	6	7	8	22
確定拠出年金制度や他の退職年金制度等の導入、移行	1	2	3	4	5	6	7	8	23
退職給付を縮小、廃止し賃金に振り分ける退職給付前払い制度	1	2	3	4	5	6	7	8	24
その他の退職給付制度の改定	1	2	3	4	5	6	7	8	25

非正規労働者（派遣労働者を除く）について

労働者の職務を遂行する能力に応じて賃金を決定するやり方（例：職能給など）の拡大	1	2	3	4	5	6	7	8	26
業績や成果に応じて賃金を決定するやり方（例：業績給など）の拡大	1	2	3	4	5	6	7	8	27
昇給制度の導入	1	2	3	4	5	6	7	8	28
退職金制度の導入	1	2	3	4	5	6	7	8	29
その他の賃金制度の改定〔具体的に〕	1	2	3	4	5	6	7	8	30

4頁用語解説

IV非正規労働者と労働組合の対応に関する事項

問6

「パートタイム労働者」

一般の正規労働者より1日の所定労働時間が短い、又は1週間の所定労働日数が少ない労働者をいいます。

「パートタイム労働者に関する集会、勉強会等」

パートタイム労働者に関する制度、雇用管理方法等を周知することを目的として、組合員やこれらの労働者を対象に開催する集会、勉強会等をいいます。

問7

「フルタイムの非正規労働者」

パートタイム労働者を除く非正規労働者です。ただし、派遣労働者は除きます。

「フルタイムの非正規労働者に関する集会、勉強会等」

フルタイムの非正規労働者に関する制度、雇用管理方法等を周知することを目的として、組合員やこれらの労働者を対象に開催する集会、勉強会等をいいます。

問8

「派遣労働者」

「派遣労働者」とは、労働者派遣法第2条でいう派遣元（他社）が雇用し、派遣元事業主との労働契約関係に基づき、派遣先（自社）の指揮命令を受けて使用される労働者をいいます。

なお、貴労働組合が所属する事業所の事業内容が派遣業の場合は、他社から受け入れている派遣労働者の状況について回答してください。

「派遣労働者に関する集会、勉強会等」

派遣労働者に関する制度、雇用管理方法等を周知することを目的として、組合員やこれらの労働者を対象に開催する集会、勉強会等をいいます。

IV 非正規労働者と労働組合の対応に関する事項

問6(1) パートタイム労働者には組合加入資格がありますか。また、実際に組合員がいますか。

パートタイム労働者がいる			パートタイム労働者はいない
組合加入資格があり、組合員がいます	組合加入資格はあるが、組合員はいない	組合加入資格がない	
1	2	3	4

31

→ (2) パートタイム労働者に関してどのようなことに取り組んでいますか。
当てはまるものすべてに○をつけてください。

相談窓口の設置、アンケート等での実態把握	1
パートタイム労働者に関する集会、勉強会等の開催	2
組合員の加入資格の付与	3
組合加入の勧誘活動	4
労働条件、処遇の改善要求	5
パートタイム労働者個人が加入する労働組合との連携	6
離職後の再就職支援（企業内の正社員化も含む。）	7
パートタイム労働者の雇用についての労使協議	8
その他〔具体的に〕	9

32

問7(1) フルタイムの非正規労働者には組合加入資格がありますか。また、実際に組合員がいますか。

フルタイムの非正規労働者がいる			フルタイムの非正規労働者はいない
組合加入資格があり、組合員がいます	組合加入資格はあるが、組合員はいない	組合加入資格がない	
1	2	3	4

33

→ (2) フルタイムの非正規労働者に関してどのようなことに取り組んでいますか。
当てはまるものすべてに○をつけてください。

相談窓口の設置、アンケート等での実態把握	1
フルタイムの非正規労働者に関する集会、勉強会等の開催	2
組合員の加入資格の付与	3
組合加入の勧誘活動	4
労働条件、処遇の改善要求	5
フルタイムの非正規労働者個人が加入する労働組合との連携	6
離職後の再就職支援（企業内の正社員化も含む。）	7
フルタイムの非正規労働者の雇用についての労使協議	8
その他〔具体的に〕	9

34

問8(1) 派遣労働者には組合加入資格がありますか。また、実際に組合員がいますか。

派遣労働者がいる			派遣労働者はいない
組合加入資格があり、組合員がいます	組合加入資格はあるが、組合員はいない	組合加入資格がない	
1	2	3	4

35

→ (2) 派遣労働者に関してどのようなことに取り組んでいますか。
当てはまるものすべてに○をつけてください。

相談窓口の設置、アンケート等での実態把握	1
派遣労働者に関する集会、勉強会等の開催	2
組合員の加入資格の付与	3
組合加入の勧誘活動	4
労働条件、処遇の改善要求	5
派遣労働者個人が加入する労働組合（派遣元の労働組合を含む。）との連携	6
派遣終了後の再就職支援	7
派遣労働者の活用についての労使協議	8
その他〔具体的に〕	9

36

5頁用語解説

Vメンタルヘルスと労働組合の対応に関する事項

問10

「メンタルヘルスの相談窓口の設置」

労働者の心の健康の保持増進のための相談を専門に取り扱う機関を設置していることをいいます。

「安全衛生委員会（衛生委員会も含む。）」

安全衛生法に基づき、安全衛生に関する事項を調査審議する委員会をいいます。

「団体交渉」

この調査においては貴労働組合と使用者又は使用者団体との間で行われているものをいい、上部組織が単独で使用者と交渉を行ったものは含みません。

SAMPLE

問9 パートタイム労働者、フルタイムの非正規労働者、派遣労働者がそれぞれ「いる」と○をつけた労働組合が回答してください。
非正規労働者の組織化を進めて行く上で現在の問題点は何ですか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

事 項	パートタイム労働者	フルタイムの非正規労働者	派遣労働者
組織化を進める執行部側の人的・財政的余裕がない	1	1	1
組織化対象者側に時間的余裕が少なく、組織活動が実施しにくい	2	2	2
組合への関心が薄い	3	3	3
要求内容が正規労働者の利害と対立する又は対立する可能性がある	4	4	4
組合費の設定・徴収が困難	5	5	5
その他〔具体的に〕	6	6	6
特に問題はない	7	7	7
	37	38	39

V メンタルヘルスと労働組合の対応に関する事項

問10(1) 貴労働組合では組合活動としてメンタルヘルスに関する取組を行っていますか。

行っている	行っていない
1	2

40

→(2) 取組はどのような内容ですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。
そのうち貴労働組合で特に重視しているもの一つに○をつけてください。

事 項	取組事項	うち組合が重視した事項
組合員を対象としたアンケート・面談等による実態把握	1	1
メンタルヘルスの相談窓口の設置	2	2
組合機関誌、掲示板等での情報提供・啓発活動	3	3
安全衛生委員会（衛生委員会も含む。）の調査審議への参加	4	4
労使協議機関、職場懇談会等での協議	5	5
団体交渉	6	6
その他〔具体的に〕	7	7
	41	42

VI 労使関係についての認識

問11 貴労働組合では、使用者側との労使関係の維持について、どのように認識していますか。

安定的に維持されている	おおむね安定的に維持されている	どちらともいえない	やや不安定である	不安定である
1	2	3	4	5

43

以上で質問は全て終わりです。調査にご協力いただきありがとうございました。